

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北谷町は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

沖縄県北谷町長

## 公表日

令和8年2月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、異動等の届出</li> <li>・第1号、第2号被保険者の被保険者証再交付申請等の申請</li> <li>・要支援認定、要介護更新認定等の申請</li> <li>・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼</li> <li>・負担限度額認定や各種減免認定の申請</li> <li>・高額介護サービス費の支給申請</li> <li>・要介護・要支援認定、要介護・要支援更新認定、要介護・要支援状態区分変更認定の申請(オンライン)</li> <li>・居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出(オンライン)</li> <li>・介護保険負担割合証、被保険者証の再交付申請(オンライン)</li> <li>・高額介護(予防)サービス費の支給申請(オンライン)</li> <li>・介護保険負担限度額認定申請(オンライン)</li> <li>・居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請(オンライン)</li> <li>・居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(オンライン)</li> <li>・住居移転後の要介護・要支援認定申請(オンライン)</li> </ul>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護保険システム</li> <li>2. 団体内統合宛名システム</li> <li>3. 中間サーバー</li> <li>4. サービス検索・電子申請機能</li> <li>5. 申請管理システム</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格ファイル (2)認定ファイル (3)受給ファイル (4)給付ファイル (5)賦課ファイル (6)収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法第9条第1項 別表100の項</li> <li>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</li> </ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ol>
②法令上の根拠	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項</li> </ul> <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 総務課
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 住民福祉部 福祉課
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際にはダブルチェックの徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこと等を厳守している。また、介護保険関係事務で、下記のとおり特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれも複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	<p>・本町が策定した北谷町情報セキュリティポリシー(第2章「3 情報資産の分類と管理方法」、「4 情報システム全体の強靱性の向上」、「5 物理的セキュリティ」、「6 人的セキュリティ」、「7 技術的セキュリティ」等)を遵守している。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5 ②所属長	福祉課長 与儀 司	福祉課長 西田 由紀	事後	
平成29年7月18日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年12月18日 時点	平成29年6月7日 時点	事後	
平成29年7月18日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年12月18日 時点	平成29年6月7日 時点	事後	
令和1年6月17日	I-5-②	福祉課長 西田 由紀	福祉課長	事後	
令和1年6月17日	II 1 いつ時点の計数か	平成29年6月7日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年6月17日	II 2 いつ時点の計数か	平成29年6月7日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年6月17日	IVリスク対策	項目なし(旧様式)	新様式への変更	事後	
令和2年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年4月26日 時点	2020/10/16	事後	
令和2年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年4月26日 時点	2020/10/16	事後	
令和4年1月26日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法の改正に伴う改正
令和5年8月23日	I-1-② 事務の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護・要支援認定、要介護・要支援更新認定、要介護・要支援状態区分変更認定の申請(オンライン)</li> <li>・居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出(オンライン)</li> <li>・介護保険負担割合証、被保険者証の再交付申請(オンライン)</li> <li>・高額介護(予防)サービス費の支給申請(オンライン)</li> <li>・介護保険負担限度額認定申請(オンライン)</li> <li>・居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請(オンライン)</li> <li>・居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(オンライン)</li> <li>・住居移転後の要介護・要支援認定申請(オンライン)</li> </ul>	事後	追記
令和5年8月23日	I-1-③ システムの名称		4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム	事後	追記
令和5年8月23日	I-4-② 法令上の根拠		8・11・46・83・108 平成26年内閣府・総務省令第7号(情報照会)46・47条(情報提供)1・2・3・4・6・7・10・19・22の2・25・30・31の2の2・32・33・43・44・44の4・47・55・59の2の3	事後	追記
令和5年8月23日	I-7 請求先	沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地	沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号	事後	
令和5年8月23日	I-8 連絡先	沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地	沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号	事後	
令和5年8月23日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年4月17日	令和8年1月1日	事後	
令和5年8月23日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年4月17日	令和8年1月1日	事後	
令和8年1月27日	I-3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表100の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)(別表第一省令)第50条	事後	番号法の改正に伴う改正
令和8年1月27日	I-4-② 法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二(93・94の項) (情報提供) ・番号法19条第8号 別表第二(1・2・3・4・6・26・30・33・39・42・56の2・58・61・62・80・87・90・94・95・117・8・11・46・83・108)  平成26年内閣府・総務省令第7号(情報照会)46・47条(情報提供)1・2・3・4・6・7・10・19・22の2・25・30・31の2の2・32・33・43・44・44の4・47・55・59の2の3条	(情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項 (情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項	事後	番号法の改正に伴う改正
令和8年1月27日	II-1 いつ時点の係数か	令和5年4月17日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年1月27日	II-2 いつ時点の係数か	令和5年4月17日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	重要な変更には該当しないため。
令和8年1月27日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	番号法の改正に伴う改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月27日	IV-8 判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際にはダブルチェックの徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこと等を厳守している。また、介護保険関係事務で、下記のとおり特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれも複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <p>・特定個人情報の記載がある申請書等の保管</p>	事後	番号法の改正に伴う改正
令和8年1月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	番号法の改正に伴う改正
令和8年1月27日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	番号法の改正に伴う改正
令和8年1月27日	IV-11 判断の根拠		<p>・本町が策定した北谷町情報セキュリティポリシー(第2章「3 情報資産の分類と管理方法」、「4 情報システム全体の強靱性の向上」、「5 物理的セキュリティ」、「6 人的セキュリティ」、「7 技術的セキュリティ」等)を遵守している。</p>	事後	番号法の改正に伴う改正